

県立高等学校の学区制問題での公聴会開催を求める意見書

高等学校入学者選抜審議会は、宮城県教育委員会から「通学区域（学区制）の今後の在り方について」の諮問を受け、7月に、「特定の地区・学校への志願者の集中や学校間格差の助長などの懸念はあるものの、現在の通学区域については撤廃し、全県一学区が望ましいと判断した」とする答申素案を発表した。さらにこの程「高等教育普及という目的は達成された。今後は生徒の学校選択の自由を拡大するのが望ましい。」と結論付け答申した。

高等学校入学者選抜審議会では、この問題で県民の意見を聞く機会として、パブリックコメントを実施した。その際、そこには全県一学区による生徒の自由な学校選択の機会保障、魅力ある学校づくりなど、高校教育の活性化といった観点から、学区の撤廃に賛成する意見がある一方で、高校教育の機会均等及び地域間均衡や、特定高校への志願者集中による受験競争の弊害除去、遠距離通学をさせないことによる経済的負担の軽減といった、これまで学区制が果たしてきた役割から、存続すべきとの意見もあるなど、必ずしもこの問題について十分なコンセンサスが得られているとは言えない状況にあります。

学区制問題については、進学する子どもたちや家庭の問題だけにとどまらず、地域に与える影響も大きいと考えられることから、地域住民、県民の声を聞いた中での判断が必要と考えます。

よって、宮城県及び宮城県教育委員会においては、学区制問題の今後の方針決定に当たっては、子どもたちの進路や地域のあり方などに与える影響を考慮され、次の項目を実現するよう強く要望します。

記

1. 学区制問題の検討に当たっては、広く県民の声を聞く場として公聴会を開催すること
2. 公聴会開催に当たっては、現在の14学区ごとの開催も含めて県内各地で広く開催すること
3. 宮城の教育に与える影響を考慮し、拙速な結論を出すことをせず、十分な時間をかけ検討すること

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年12月20日

宮城県東松島市議会議長 三 浦 昇

宮城県知事

様

宮城県教育委員会教育長